

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年9月16日（木）10時05分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、久川係員、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 実施計画変更申請の目的
    - ◇ 大型カバー内の放射性物質の大気への放出の抑制及び大型カバー内環境の除熱を目的として換気設備を設置する。
    - ◇ 大型カバー内から大気へと放出される放射性物質濃度を連続監視するため、換気設備のフィルタユニット前後に放射性物質濃度測定器を設置する。
    - ◇ 大型カバー設置に伴い、現在の非常用注水設備の代替注水手段（コンクリートポンプ車からの放水による使用済燃料プールへの注水）が使用できなくなるため、新たな代替注水手段として、消防車等を用いた注水手段を設置する。
  - 各設備の運用期間について
  - 換気設備の風量設定について
  - 大型カバー内の放射性物質の放出監視について
  - 工程スケジュール
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 大型カバー内の熱負荷について、大型カバー内に設置する設備・機器からの熱負荷だけでなく、太陽光の輻射による大型カバーの外壁や屋根の温度上昇による熱負荷についても評価を示すとともに、設計用外気温度の設定に際して、1972年～1976年の観測データを引用した根拠を示すこと。
  - 大型カバーを含む原子炉建屋からの放射性物質の漏えい評価について、風向、風速等の気象条件の設定根拠を示すこと。等を求めた。

## 6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について